

第 21 期 計 算 書 類

〔 自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 2 年 3 月 31 日 〕

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,885,663	流動負債	684,807
現金・預金	781,950	トレーディング商品	-
預託金	550,000	商品有価証券等	-
トレーディング商品	96,162	デリバティブ取引	-
商品有価証券等	94,088	約定見返勘定	15,719
デリバティブ取引	2,074	信用取引負債	173,111
営業投資有価証券	46,805	信用取引借入金	168,143
約定見返勘定	80	信用取引貸証券受入金	4,968
信用取引資産	173,111	預り金	396,970
信用取引貸付金	168,143	受入保証金	20,888
信用取引借証券担保金	4,968	有価証券等受入未了勘定	15,744
立替金	30,680	前受収益	291
短期差入保証金	78,810	未払金	4,124
前払費用	12,161	未払費用	39,992
未収入金	75,523	未払法人税等	4,373
未収収益	39,951	リース債務	11,701
その他流動資産	424	その他流動負債	1,889
固定資産	109,374	固定負債	314,297
有形固定資産	50,280	退職給付引当金	273,107
建物	26,685	資産除去債務	12,051
器具・備品	12,832	繰延税金負債	2,192
リース資産	10,762	リース債務	12,029
無形固定資産	11,565	長期未払金	14,917
ソフトウェア	893		
リース資産	10,671	特別法上の準備金	5,633
投資その他の資産	47,528	金融商品取引責任準備金	5,633
投資有価証券	557	負債合計	1,004,738
出資金	10,889	純資産の部	
関係会社出資金	1,409	株主資本	989,959
長期差入保証金	34,542	資本金	1,000,000
長期前払費用	128	資本剰余金	-
		資本準備金	-
		その他資本剰余金	-
		利益剰余金	△10,040
		利益準備金	41,202
		その他利益剰余金	△51,242
		繰越利益剰余金	△51,242
		評価・換算差額等	339
		その他有価証券評価差額金	339
		純資産合計	990,298
資産合計	1,995,037	負債・純資産合計	1,995,037

損 益 計 算 書

〔 自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 2 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		824,281
受 入 手 数 料	352,693	
ト レー デ ィ ン グ 損 益	455,628	
金 融 収 益	15,960	
金 融 費 用		17,394
純 営 業 収 益		806,887
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		1,118,114
取 引 関 係 費	140,274	
人 件 費	654,677	
不 動 産 関 係 費	58,734	
事 務 費	80,885	
減 価 償 却 費	26,815	
租 税 公 課	14,744	
そ の 他 の 販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	141,983	
営 業 損 失		311,226
営 業 外 収 益		509
雑 益	509	
営 業 外 費 用		1,381
雑 損	1,381	
経 常 損 失		312,098
特 別 利 益		118,097
貸 倒 引 当 金 戻 入	94,832	
償 却 債 権 取 立 益	10,764	
事 務 所 移 転 補 償 金	11,000	
そ の 他	1,500	
特 別 損 失		46,720
訴 訟 費 用	44,366	
固 定 資 産 除 却 損	2,064	
そ の 他	289	
税 引 前 当 期 純 損 失		240,721
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,267
法 人 税 等 調 整 額		△198
当 期 純 損 失		241,789

株主資本等変動計算書

〔 自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 2 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余 金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金合 計		
当期首 残高	1,000,000	-	-	-	41,202	190,546	231,748	-	1,231,748
剰余金の 配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期 純利益	-	-	-	-	-	△241,789	△241,789	-	△241,789
株主資本 以外の項 目の当期 変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期 変動額計	-	-	-	-	-	△241,789	△241,789	-	△241,789
当期末 残高	1,000,000	-	-	-	41,202	△51,242	△10,040	-	989,959

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	735	735	1,232,484
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	△241,789
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△396	△396	△396
当期変動額計	△396	△396	△242,186
当期末残高	339	339	990,298

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和 49 年 11 月 14 日日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）等の評価基準及び評価方法
トレーディング商品に属する有価証券、デリバティブ取引、及び営業投資有価証券等については、時価法を採用しております。
2. トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法
 - (1) 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。
 - (2) 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物 8 年～18 年、器具備品 4 年～10 年であります。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年以内）に基づいております。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の自己都合要支給額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
5. 金融商品取引責任準備金
証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第 46 条の 5 に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第 175 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

6. 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。
7. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益処理しております。
8. 連結納税制度の適用
キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。
9. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産 預金 50,000 千円
上記の資産に銀行取引に係る根担保が設定されておりますが、当事業年度末現在対応する債務はありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 72,410 千円
3. 差入有価証券等
 - (1) 差入れている有価証券等の時価額

信用取引貸証券	4,690千円
信用取引借入金の本担保証券	123,244千円
差入保証金代用有価証券	143,798千円
 - (2) 差入れを受けている有価証券の時価額

信用取引借証券	4,690千円
信用取引貸付金の本担保証券	123,244千円
受入保証金代用有価証券	146,274千円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	76,454 千円
関係会社に対する短期金銭債務	803 千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引高	
営業収益	一千円
販売費及び一般管理費	138,705 千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	371 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	131,948 株	—	—	131,948 株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生主な原因は、繰越欠損金及び退職給付引当金（否認額）であります。全額、評価性引当額を計上しております。

繰延税金負債の発生原因は、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上によるものと、投資有価証券の時価評価に伴い発生する評価差額によるものであります。

【資産除去債務に関する注記】

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店事務所及び各支店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 0.018～1.818%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	12,824 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,605 千円
時の経過による調整額	65 千円
資産除去債務の履行による減少額	2,444 千円
期末残高	12,051 千円

【リース取引により使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有

債証券の募集、売出し及び私募の取扱い、並びにその他の有価証券関連業等の金融商品取引業を行っております。

これらの事業を行うため、当社では主に自己資金によっております。

資金運用については短期的な預金等のほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託であり、預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されておりますが、取引相手先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手方の債務不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

信用取引貸付金は顧客の運用ニーズに対応するための短期貸付金であり、顧客の信用リスクに晒されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、商品有価証券については顧客の資金運用やリスクヘッジなどのさまざまなニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のために保有し、投資有価証券については事業推進目的等で保有しているものがあります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社の信用リスクの管理については、リスク管理規程に則り行っており、特定の業種・企業・グループ等への与信集中を排除し、リスク分散と適度なリターン確保に努めております。また、個別与信先の信用力、事業内容及び成長性等を総合的に斟酌した与信管理を徹底しております。具体的には、信用取引に関する与信管理を営業総務部、コンプライアンス部で日々行っているほか、総合企画部でも取引先等の信用リスクに関して、必要に応じて経営陣に報告するなどして管理しております。

② 市場リスクの管理

当社の市場リスクの管理については、リスク管理規程に則り行っており、株価、金利、外国為替相場等の変動を適切に認識し、リスクのコントロールと収益の安定的な確保に努めております。主として顧客との取引から発生するトレーディング業務に関する有価証券については、リスク管理方針等に則した社内規程に基づき、取引を行う部門毎及び商品毎に許容可能なリスク量（ポジション枠）を予め定めるとともに、ロスカット基準などを設けたうえで、運用環境、当社財務状況等を勘案し、運用枠等の見直しを図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての捕捉説明

金融商品の時価には市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のと

おりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(注2)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	781,950	781,950	—
(2) 預託金	550,000	550,000	—
(3) 商品有価証券等	94,088	94,088	—
(4) 営業投資有価証券	46,805	46,805	—
(5) 約定見返勘定	80	80	—
(6) 信用取引資産	173,111	173,111	—
(7) 立替金	30,680	30,680	—
(8) 短期差入保証金	78,810	78,810	—
(9) 未収入金	75,523	75,523	—
(10) 未収収益	39,951	39,951	—
(11) 投資有価証券	557	557	—
(12) 長期差入保証金	34,542	34,737	194
資産合計	1,906,103	1,906,298	194
(1) 商品有価証券等	—	—	—
(2) 約定見返勘定	15,719	15,719	—
(3) 信用取引負債	173,111	173,111	—
(4) 預り金	396,970	396,970	—
(5) 受入保証金	20,888	20,888	—
(6) 有価証券等受入未了勘定	15,744	15,744	—
(7) 未払金	4,124	4,124	—
(8) 未払費用	39,992	39,992	—
(9) 未払法人税等	4,373	4,373	—
(10) リース債務	23,730	23,476	△254
負債合計	694,655	694,401	△254
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	2,074	2,074	—
デリバティブ取引合計	2,074	2,074	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) (3) 商品有価証券等（資産）、(4) 営業投資有価証券及び (1) 商品有価証券等（負債）

これらの時価は公表されている市場価格により、また時価の公表されていないものは社内「時価算定基準」により適正な時価を算出しております。

(2) (12) 長期差入保証金

これらの時価は、その将来のキャッシュフローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(3) (10) リース債務

リース債務の時価については、その将来のキャッシュフローに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(4) 上記以外

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) デリバティブ取引

外国為替証拠金取引の時価は、外国為替証拠金取引契約を締結している会社から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められるため、開示していない金融商品は次のとおりであります。(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
① 出資金	10,889
② 関係会社出資金	1,409
③ 長期未払金	14,917

【関連当事者との取引に関する注記】

(単位：千円)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	氏名又は名称	議決権の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
親会社	キャピタル フィナンシャル ホールディング ス株式会社	被所有 直接 (100%)	役務の 受入	経営指導	121,800	-	-
				出向負担金	61,924	未収入金	62,348

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 経営指導料については、提供する役務内容に基づき、交渉のうえ価格等を決定しております。
- (2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 子会社及び関連会社等

属性	氏名又は名称	議決権の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
子会社	Capital Partners Vietnam Consulting Company Limited	所有 直接 90.0%	役務の 受入	調査業務委託	8,016	未払費用	499

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 業務委託費については提供する役務内容に基づき、交渉のうえ価格等を決定しております。
- (2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

3. 兄弟会社等

属性	氏名又は名称	議決権の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
----	--------	----------------	-----------	-------	------	------	------

親会社の子会社	キャピタルアセットマネジメント株式会社	なし	当社が販売する投資信託の委託会社	信託報酬	35,257	未収収益	2,237
---------	---------------------	----	------------------	------	--------	------	-------

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 信託報酬については市場実勢等を勘案して決定しております。
- (2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	7,505円21銭
1株当たり当期純損失	1,832円46銭

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失金額	241,789千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純損失金額	241,789千円
普通株式の期中平均株式数	131,948株

第 21 期計算書類附属明細書

〔 自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 2 年 3 月 31 日 〕

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価格	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価格	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	25,971	6,885	3,449	2,721	26,685	13,745	40,431
	器具・備品	9,434	12,434	0	9,036	12,832	28,417	41,250
	リース資産	19,567	—	—	8,804	10,762	30,247	41,009
	計	54,972	19,319	3,449	20,562	50,280	72,410	122,690
無形固定資産	ソフトウェア	1,508	800	—	1,415	893		
	リース資産	15,509	—	—	4,837	10,671		
	計	17,018	800	—	6,252	11,565		

(注) 当期増加額の主なもの

建物 大阪支店移転に伴う設備取得（パーテーション等）

器具・備品 PC

当期減少額の主なもの

建物 大阪支店移転に伴う設備除却（パーテーション等）

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	94,832	—	94,832	—
退職給付引当金	280,288	29,296	36,477	273,107
金融商品取引責任準備金	5,633	—	—	5,633

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額
取引関係費	
支払手数料	50,416
取引所・協会費	3,517
通信・運送費	65,905
旅費・交通費	8,729
広告宣伝費	1,488
交際費	10,215
小 計	140,274
人件費	
役員報酬	30,259
従業員給料	502,943
その他の報酬・給料	23,339
退職給付費用	26,345
福利厚生費	71,008
賞与	783
賞与引当金繰入	—
小 計	654,677
不動産関係費	
不動産費	47,019
器具・備品費	11,714
小 計	58,734
事務費	
事務委託費	69,409
事務用品費	11,475
小 計	80,885
減価償却費	26,815
租税公課	14,744
その他の販売費・一般管理費	141,983
合 計	1,118,114

独立監査人の監査報告書

令和2年6月8日

キャピタル・パートナーズ証券株式会社
取締役会 御中

監査法人 五大

指 定 社 員 公認会計士 宮村和哉 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャピタル・パートナーズ証券株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監

査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上